

台風第15号・第19号等の災害対応における課題及び今後の考えについて

今回の一連の台風では、次表のとおり、過年度に比べ多くの市民等が避難を行いました。

特に、台風第19号では、直近の台風第15号の影響に加え、気象庁から最大限の警戒を呼び掛ける発表があったことから、多くの市民等の避難行動につながったものと考えています。

本市としては、事前の準備・対策を行い、早期に「警戒レベル3：避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、水害避難所を開設するとともに、気象見通しを踏まえて「警戒レベル4：避難勧告」を発令しました。

結果として水害避難所の開設は長時間に渡り、これまでにない人数の避難者の受入れを行い、また、この間、公共交通機関の計画運休による職員の参集が困難な状況もあったことから様々な課題が明らかになりました。

今後も激甚化する気象災害が頻発する可能性があること、また、今回の一連の災害を受けて、市民等の避難等に関する様々な意識変化が見られたこと等を踏まえて、現時点での災害に関する対応策全般の課題を整理し、今後の考え（案）をまとめるものです。

(表) 避難情報発令に伴う避難者数の状況について（平成29年度以降）

年度	災害	発令した避難情報	避難者数
平成29年度	8月1日 大雨・洪水警報	○避難勧告	5人
	8月7日・8日 台風第5号	○避難準備・高齢者等避難開始	14人
	10月22日・23日 台風第21号	○避難準備・高齢者等避難開始	33人
平成30年度	7月28日・29日 台風第12号	○避難準備・高齢者等避難開始	110人
	9月30日・10月1日 台風第24号	○避難準備・高齢者等避難開始	66人
令和元年度	9月8日・9日 台風第15号	○避難準備・高齢者等避難開始 ○避難勧告	350人
	10月11日－13日 台風第19号	○避難準備・高齢者等避難開始 ○避難勧告	4,675人

## 1 配備体制について

番号	課題	今後の考え（案）
(1)	鉄道の計画運休等による，職員の参集が困難な状況下での人員確保を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画運休の情報の把握，周知とともに，事前参集の在り方について検討を行う。</li> <li>・自家用車での参集について考え方を整理する。</li> </ul>
(2)	水害避難所の従事職員が不足したため，人員確保を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回，警戒配備での対応を行ったが，1号配備以上の配備体制の格上げを早めに行う。</li> <li>・市外在住者を中心にした水害避難所等応援職員の活用を図る。</li> <li>・来年度の従事指名に当たり，会計年度任用職員等による増員を図る。</li> <li>・避難者にも，運営協力をお願いする。</li> </ul>
(3)	長時間対応を余儀なくされた従事職員もいたため，職員の負担軽減を図る必要があること。 (特に水害避難所は交代要員が不足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の従事時間の上限を定め，シフトを組むとともに，不足に備えて全庁的な応援体制を組む。</li> </ul>
(4)	暴風時の現場対応など，職員に危険が生じる場合があるため，安全確保を行う必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督者及び従事職員に対して，職員の安全を第一に考え，休憩時・帰宅時を含め安全管理を徹底する。</li> </ul>
(5)	従事職員の食料について，事前の確保が必要であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員用の備蓄を進めるとともに，自身の食料等を備えておくよう周知を図る。</li> <li>・長期化した場合に備えて，避難者の食料の確保と合わせて，協定先から調達を行えるよう事前調整を行う。</li> </ul>

## 2 避難行動について

番号	課題	今後の考え（案）
(1)	避難勧告等を発令した際に、近くの避難所を尋ねる問い合わせが多かったことから、周知を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ，ツイッター，メールマガジンのほか，レディオ湘南との連携により避難所開設情報の周知を図る。</li> <li>・今年度からの3年計画で，水害避難所等に指定されている施設の入り口等に，避難所を表す看板を設置し，平常時から，避難所について浸透を図る。</li> </ul>
(2)	自宅が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置をしているか確認する問い合わせが多かったことから，平時の周知を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報等により，平時から自宅等の状況について，防災ナビ（小冊子）やハザードマップ等で確認を行うよう周知を行う。</li> </ul>
(3)	自治会・町内会，自主防災組織，民生委員児童委員により，避難行動要支援者への声掛けや安否確認等の活動を行っていただいた事例があったことも踏まえ，より多くの団体，支援者にご協力いただくこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度実施している自主防災組織へのアンケートに，今回の台風における対応に関する項目を追加し，その結果を踏まえて，好事例等を広く周知する。</li> <li>・避難行動要支援者にも，「自助」の大切さや近隣との関係づくりの重要性について浸透を図る。</li> </ul>
(4)	要配慮者が自身で避難できない場合に，移送手段の確保を行う必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市での移送手段の確保について関係部局による協議を行うとともに，福祉避難所（二次）の協定を締結している施設と，福祉車両の提供等について協議を行う。</li> </ul>

## 3 水害避難所について

番号	課題	今後の考え（案）
(1)	避難所により避難者の受付方法が異なっていたことから，整理が必要であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害避難所は，一時的な避難場所であるため，人数把握を主眼とした受付簿に統一を図る。</li> </ul>

番号	課題	今後の考え（案）
(2)	ペット避難について、原則、飼い主で避難先を確保していただく考えであったが、ペット同行での避難者が多く、一部の避難所で受入れを行ったことも踏まえ、ペット受入ルールについて、整理が必要であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者との協議を行い、ペット受入の共通ルールを作成する。</li> <li>・施設ごとの受入可否、場所、条件等の情報を事前に周知を行う。</li> </ul>
(3)	地区防災拠点本部と水害避難所との連絡に支障があった事例があったことから、連絡手段の確保を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のMCA無線の状況等について検証を行い、設置場所の変更等含め検討を行う。</li> </ul>
(4)	避難者が飲酒・喫煙する事例もあったため、避難所運営のルールを理解していただく必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害避難所運営の基本ルールを作成し、避難者に配布、壁に貼付するなど対応を行う。</li> </ul>
(5)	避難者に対して、食料（クラッカー等）の提供を行ったが、食料等は原則として、避難者自身で用意をしていただく考えであるため、理解を広げる必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、食料等も含め必要な物品は「自助」として避難者自身で用意することを周知する。</li> <li>・備蓄食料の提供に際する基準について、今後整理を行う。</li> </ul>
(6)	避難所の避難スペースが分からないといった事例もあったため、避難所のみならず避難スペースについて周知を図る必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所のスペースについて、再確認を行い、避難スペースを明記した資料を作成し、広く周知を行う。</li> </ul>
(7)	避難所によっては、当初想定スペースでは不足したため、避難スペースの確保が必要であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者と、避難所の他の部屋の活用について検討を行う。</li> <li>・地域市民の家など、避難状況に応じて、開設の検討を行う。</li> </ul>

番号	課題	今後の考え（案）
(8)	<p>原則として、車両避難は、所有者が自身で避難先を確保する考えであったが、避難所には、車両で避難する方も多数いたことから、車両避難の考えについて、整理を行う必要があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両避難についてはスペースの問題もあることから、車いすの避難者など配慮を要する方への対応を中心に検討を行う。</li> </ul>
(9)	<p>避難所での提供物資としては、必要に応じて毛布やゴザを配布しているが、高齢者等要配慮者の受入環境としては不十分であり、環境整備を行う必要があること。</p> <p>また、要配慮者の受入れに当たり、対応できる人材の確保を図る必要があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の受入に際して、マット等の備蓄について検討を進める。</li> <li>・備蓄している簡易型テント、仕切板の活用を行う。</li> <li>・要配慮者の対応に当たっては、災害時福祉ボランティアに協力を求めるなど、人材確保に努める。</li> <li>・長期化した場合に備え、福祉避難所（二次）との調整を行い、受入体制について再確認を行う。</li> <li>・福祉避難所（二次）での受入が困難になることも想定し、一定規模の福祉避難所スペースの確保を検討する。</li> </ul>
(10)	<p>江の島にある水害避難所として、湘南港港湾管理事務所（ヨットハウス）及び江の島市民の家を指定しているが、湘南港港湾管理事務所は高潮被害が想定されること、また、江の島市民の家は土砂災害警戒区域に位置していることから、台風到来時における島民及び観光客の避難について、避難対策を講じる必要があること。</p> <p>（台風第19号では、土砂災害警戒情報の発表も見込まれたことから、江の島市民の家を閉鎖し、臨時的に江の島サムエル・コッキング苑内の松本館を開設した。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江の島防災対策協議会等と、台風の到来が予想される場合には、原則として島外避難を図ることを前提に、協議を行う。</li> </ul>

#### 4 土のうの提供について

番号	課題	今後の考え（案）
(1)	<p>市民配布用の土のうが不足したため、土のうの供給体制を整えること。</p> <p>また、市民センター・公民館への土のう運搬の車両・人員確保が必要であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のうの備蓄計画を作成するなど、事前に各地区に必要となる土のうの備蓄を図る。</li> <li>・土のう配布ルールを作成する。</li> <li>・車両や人員確保について、関係部局で協議を行う。</li> </ul>

#### 5 停電について

番号	課題	今後の考え（案）
(1)	<p>台風第 15 号において、東京電力パワーグリッド（株）では、スポット的な停電状況の把握ができなく、また、復旧見通しが不透明であったことから、市として、早期把握、復旧に向けた東京電力パワーグリッド（株）への情報提供、市民への情報周知を図る必要があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報として停電情報を集約し、東京電力パワーグリッド（株）に情報提供を行う体制整備を行う。</li> <li>・停電の見通しの情報など、防災行政無線や広報車による広報を行うとともに、レディオ湘南と連携を図り、周知を行う。</li> </ul>
(2)	<p>停電の影響により、暑さ対策などを目的とした一時滞在所について、早期設置が必要であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電の状況に応じて、一時滞在所を早期設置できるよう、開設の考え方を含めて、関係部局による協議を行う。</li> </ul>

#### 6 業務継続について

番号	課題	今後の考え（案）
(1)	<p>災害対応及び計画運休等による人員不足を想定した、業務継続の在り方を再確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局ごとに、今回の対応を踏まえて、業務継続計画について見直しを行う。</li> </ul>

## 7 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域について

番号	課題	今後の考え（案）
(1)	未整備の急傾斜地崩壊危険区域について、より迅速な対応が求められていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊危険区域の工事については神奈川県の実業であるが、事業の重要性から本市において地権者調整を行い、地域と一緒に未着手地域に対して早期に対策を講じるように神奈川県に働きかけている。また、指定されていない危険と思われる箇所についても、新たに急傾斜地崩壊危険区域に指定されるように地権者調整を行い、神奈川県に働きかけている。</li> </ul>
(2)	土砂災害警戒区域に指定されている中の公共市有地について、法面の崩壊があったことから（御所ヶ谷緑地）、未整備の箇所について、より迅速な対応が求められていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域に指定されている公園、緑地及び市有山林については、計画に沿って対策をしてきたが、前倒しでの実施が可能か検討を進める。</li> <li>またその他の施設についても、現在実施している工事の完了後、専門業者による調査を実施していない箇所について調査を行う。</li> </ul>
(3)	土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域やその周辺に住む地域住民に対して、風水害時に避難を行うよう周知を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで地区ごとに説明会を実施しているが、未実施の3地区（片瀬、村岡、藤沢）で、早期に説明会を開催し、周知を図る。</li> </ul>

## 8 支援策について

番号	課題	今後の考え（案）
(1)	市の支援制度について、複数の部署で行っているため、一元的な情報提供が必要であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援制度について、対象者の条件等を整理し、フロー図等わかりやすい資料の作成を行う。</li> <li>・ホームページに、支援策をまとめたページを作成し、順次、情報の更新を図る。</li> </ul>
(2)	罹災証明書の発行に時間を要しているため、より迅速な対応が求められていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害写真だけで判定する「自己判定方式」を導入したため、広く周知を図る。</li> </ul>
(3)	各種支援策の拡大が求められていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等による支援制度について、情報収集を行うとともに、活用できる制度については、積極的に検討を行う。</li> </ul>
(4)	被害状況に応じて、ボランティアの確保を図る必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク、藤沢市社会福祉協議会、市の三者協定に基づき、災害救援ボランティアセンターの開設やサテライトセンターの設置について、具体的な調整を進める。</li> </ul>

以 上